

# 体育施設使用料(平成26年4月改定)

平成27年4月1日より、市民(富岡市内に住民登録のある人)以外の施設ご利用料金は、規定料金の3倍とします。  
 ※ただしトレーニングルーム、シャワールーム、陸上競技場のうち個人及び定期利用、市民プール(個人)を除く。

(単位:円)

区 分		使用料金				
		午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~22:00)	照明 (1時間当たり)	
北部体育館	アリーナ	全 面	4,930	6,170	6,170	全点灯 1,850
		床面2分の1	2,460	3,080	3,080	1/2点灯 920
		床面3分の1	1,640	2,050	2,050	1/3点灯 610
		床面4分の1	1,230	1,540	1,540	1/4点灯 460
		床面6分の1	820	1,020	1,020	1/6点灯 300
	柔剣道場	2面	1,230	1,640	1,640	全灯 410
		1面	610	820	820	1/2灯 200
	会議室	1回につき	1,020			
	視聴覚室		510			
	放送設備		510			
	スコアボード		300			
	トレーニングルーム		200			
	シャワールーム		100			
野球場	2,160		3,180	3,180	3,700	
北部野球場	放送設備	1回につき	510			
	スコアボード		510			
陸上競技場	専 用 利 用	2,160	3,180	3,180	2,050	
	個人利用	1人1回	100			
	定期利用	1年間	一 般	1,020		
			大学生	820		
			高校生	510		
中学生			300			

(単位:円)

施設名	使用料金		
	午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~22:00)
一ノ宮体育館	410	510	610
一ノ宮運動場			
野球場(1面)	820	1,020	1,020
夜間照明料	3時間まで 6,170		
テニスコート(1面)	200	300	300
夜間照明使用料(1面)	3時間まで 300		
桐漕テニスコート			
テニスコート(1面)	200	300	300
夜間照明料	3時間まで 300		
東市民運動場			
ソフトボール(1面)	820	1,020	
和合運動場			
野球場(1面)	820	1,020	
テニスコート(1面)	200	300	
市民弓道場			
専用利用	1,020	1,130	2,160
個人使用	50	50	100
定期使用	1年間 2,160		
妙義総合運動公園運動場			
妙義運動場(サッカー場)	820	1,020	
妙義総合体育館			
アリーナ(全面)	2,050	3,080	3,080
照明料	510	510	510
アリーナ(1/2面)	1,020	1,540	1,540
照明料	250	250	250
柔剣道場	510	770	770
トレーニングルーム	1回につき	150	
シャワールーム		100	
東富岡体育館	(9:00~12:30)	(12:30~17:00)	(17:00~21:00)
全面	320	540	430
半面	160	270	210
ナイター照明施設			
富中ナイター	6,170		
丹生小ナイター			
妙義中ナイター	4,110		
市民プール(個人)	大人 100、大学・高校 60、中学生以下 40		

※ 照明使用料については、1時間を基準とする。1時間未満の使用時間は、1時間とみなします。

入場料(会場整理費その他の名称のいかんにかかわらず、入場者が支払う対価をいいます)を徴収する場合又は営利宣伝の目的と認められる行事については、この表に定められる使用料の額の10倍の相当額とします。